

公園管理業務の再委託を適正化することを求める陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第78号

受理年月日 平成24年2月20日

付託年月日 平成24年2月23日

陳情者
.

陳情原文 江戸川区立公園他施設指定管理者基本協定書(平成23年4月1日契約、以下「協定書」という)にある第24条(再委託及び権利譲渡の禁止)には、「乙(財団法人江戸川区環境促進事業団、以下「事業団」という)は、第4条に規定する本業務の内容について、その全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲(江戸川区)の承諾を得た業務の委託については、第三者に委託することができる。」と記載されています。事業団は平成23年3月25日に再委託の協議願いを提出し、同日に区として協議書のとおり承諾しましたという通知文を出しています。

ここで問題です。協定書第24条にある、「あらかじめ甲の承諾」とは、協定書の契約には再委託の承諾が先に必要であることとなります。先に再委託の承諾を平成23年3月25日に通知を受け、平成23年4月1日に基本協定書に契約ができたことになっています。

次に、業務委託契約書(平成23年4月1日契約)第8条(禁止事項)には、「乙は第1条に定める委託業務の全部又は一部を第三者に代行させてはならない。ただし、甲とあらかじめ協議して第三者に代行させる場合を除く。」とあります。事業団は、平成23年3月25日に再委託の協議願いを提出し、同日に区として、協議書のとおり再委託の承諾通知を出しています。

ここも問題です。第8条にあるとおり、あらかじめ協議し、承諾(再委託の承諾通知書)を受けなければ業務委託契約に契約できないことになっています。

以上2つの再委託は江戸川区土木部長が決定権者で認印もあります。資料として、起案・決裁書・再委託承諾通知書など合計6枚添付いたします。

指定管理者協定書・業務委託契約書に共に「再委託の禁止」と謳っているのに、制限について記述がありません。議会・区で制限を文書として考え方を示すべきと思い、陳情いたします。